



丹篠教子第38号
令和4年6月20日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市教育長 丹後政俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

教育委員会事務局こども未来部

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

3 監査の期間

令和2年9月1日～令和3年1月29日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	保育教育課（前、こども未来課）
対象事項	① 味間認定こども園用地の賃貸借契約について
指摘等内容	<p>味間認定こども園の園舎及び園庭の敷地5,365.82m²の内2,874m²は借地として、賃料年間2,795,628円、賃貸借期間は平成27年1月1日から平成56年（令和26年）12月31日までの30年間とする土地賃貸借契約が締結され、平成27年度から令和2年度の6年間で16,773,768円が土地所有者に支払いがされている。</p> <p>本来、借地は、その土地の用途、借地期間等により臨時に使用するもので、将来必要としない土地である。即ち、長期的に使用するものや、公共施設の施設用地（認定こども園）等、公共の利益となる事業の用に供する土地は、借地をするのではなく取得すべきである。30年間の長期賃貸借契約により借地料を支払い続けることは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鑑定価格26,000,000円の約3倍の83,868,840円となる借地料の支払い。 ② 契約期間30年満了後本人から買い取りの申し出があった場合、買取価格の約3倍の借地料を支払いながら借地権割合で買い取ることになる。 ③ 契約を更新すれば借地料は益々増えていくことになる。 <p>以上のことから、費用対効果や公共の利益等を考慮すれば、土地収用法に基づき早急に買取り申し出を行うこと。</p>
改善措置通知日	令和4年6月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>味間認定こども園の新築にあたっては、用地交渉において、買収による交渉を進めましたが、地権者の意向もあり、買収では合意に至らず、ほかに適地がないことから借地で進めることとなり、現在に至っています。</p> <p>しかしながら、今回の監査結果に対する改善措置通知のとおりであり、用地買収すれば市の総額負担は軽減できるため、用地買収の必要性は感じています。</p> <p>そのため、地権者2名との協議を令和3年3月に行いましたが、1名は売却の意思がなく、もう1名はもう一方の地権者に合わせるとのことでした。</p> <p>さらに、売却意思のない方の地権者と令和3年8月に改めて協議しましたが、売却しない意思は固いとのことでした。</p> <p>つきましては、度重なる協議で心証を損なえば土地を貸してもらえなくなるおそれがあるものの、タイミングを計りながら引き続き用地買収に向けての協議を継続したいと考えます。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	保育教育課（前、こども未来課）
対象事項	② 保育所保育料等の不納欠損処分について
指摘等内容	<p>保育所保育料等の徴収は、教育委員会事務局職員による特別徴収や文書、電話催告を行い又、高額滞納者には市の法務専門員と連携し文書催告を行う等、徴収率の向上に取り組まれているところである。</p> <p>しかし、平成29年度から令和元年度における保育所保育料等の不納欠損処分の状況は、次表のとおりであり、3年間で17,066,210円の不納欠損処分（地方自治法第236条：時効5年）が行われている。</p> <p>については、公平性の観点から債権の管理及び徴収に万全を期し、不納欠損処分に至らないよう努められたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>保育所保育料等については、過年度分に関わらず現年度の徴収についても、納定期限までに納付がない者に対し督促状の送付、また、教育委員会職員の一斉徴収を年2回（12月、翌年3月）行い、訪問徴収及び、分納誓約等により収納につなげました。結果、現年度においては、保育所保育料をはじめ、その他6科目（認定こども園保育料、管外保育所保育料、保育所バス実費、認定こども園バス実費、幼稚園バス実費、幼稚園預かり保育料食費）にて徴収率100%となっています。</p> <p>今後については、納付がない者に対し訪問や電話により随時納付勧奨を行うとともに、分納誓約をされた者については納付が滞る者もいるため、その都度納付を促す等細やかな対応を行っていきます。さらに、居所不明の者については、引き続き収税課と連携を行い、住所の把握に努めています。加えて、児童手当の充当について、同意書を提出させ現年度だけでなく過年度についても対応していくこととします。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。